

# 公立大学法人山形県立保健医療大学情報処理教室使用要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 3 月 16 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人山形県立保健医療大学施設管理規程（平成21年規程第80号）に定めるもののほか、情報処理教室の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第 2 条 情報処理教室は授業で使用するほか、本学の学生が授業時間以外の時間に使用することができる。

2 理事長は、次の各号の一に該当する場合は、本学の授業及び学生の使用を妨げない範囲で、情報処理教室の使用を許可することができる。

(1) 本学の教員が代表者又は代表者に準じる役職となっている団体が研修等のために使用する場合

(2) 公開講座等本学の主催する行事において使用する場合

(3) その他理事長が適当と認めた場合

(使用方法等)

第 3 条 本学の学生が授業時間以外の時間に使用する場合の使用方法等については、別に定める。

2 前条第 2 項第 1 号及び第 3 号に基づく使用方法等については、許可申請の都度申請者と事前に協議して定めるものとする。

(使用者の責務)

第 4 条 情報処理教室の使用者（以下「使用者」という。）は、情報処理教室の使用にあたっては、前条の規定により定められた使用方法等を遵守するとともに、コンピュータシステム（以下「システム」という。）の正常な稼動に影響を与える一切の行為を行ってはならない。

2 使用者はシステムにトラブルが生じた場合は、直ちに施設管理者（公立大学法人山形県立保健医療大学施設管理規程第 3 条に規定する「施設管理者」をいう。）又は施設管理補助者（公立大学法人山形県立保健医療大学施設管理規程第 4 条に規定する「施設管理補助者」をいう。）に連絡しなければならない。

3 使用者（本学の学生が授業時間に使用している場合を除く。）は、前条の規定により定められた使用方法等以外の使用が原因でシステムに故障若しくは障害等を生じさせた場合又は機器を破損させた場合は、自らの費用で修復、復旧又は弁償しなければならない。

(使用上の注意)

第 5 条 使用者は、情報処理教室内では次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛を保つこと。

(2) 他の使用者の迷惑になる行為をしないこと。

(3) 飲食喫煙をしないこと。

(システム等の改変)

第 6 条 使用者はシステムの使用にあたって、システム等を改変してはならない。

2 使用者は、施設管理者の承諾を得た場合は、前項の規定にかかわらず、その使用期間に限ってシステム等を改変することができる。ただし、その使用が終了したときは、

使用者は直ちにシステム等を改変前の状態に復さなければならない。

3 前項にかかる費用は使用者の負担とする。

(その他の費用の負担)

第7条 授業で使用する場合を除き、印刷に必要な用紙等の費用は使用者の負担とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。